

我が国の近代教育の歩み (我が国の近代教育における地域的特質の基礎研究)

——備前岡山藩(岡山縣)の場合——

村 上 孝 治

要 旨

我が国における近現代の教育の淵源は、近代明治時代に遡ることが重要である。それは、取りも直さず、我が国の國体すなわち國の有り様、國の形を大きく転換したからに他ならない。そのシステムの変更の一つの柱が藩校・寺子屋から國民皆教育への移行であった。そこに、時代が要請している時代性、我が國固有の歴史性、システムを上手に受容しようとした地域性をみるとできると考える。

このように考えてくると、社会背景としての時代性を念頭に置きつつ、我が國固有の歴史性の分析や地域性の分析・検討の必要性が自ずと生じてくるのである。

現代に生きる私たち自身の生きる課題として、数多く教育課題や心が痛む重たい現実に直面しているが、今一度我が國の國体・教育の形に向き合うことが、真摯に求められていると言える。

キーワード：藩校・郷学・寺子屋・学制・地域的特質

目 次

緒言

1. 備前岡山藩
2. 藩校・閑谷学校
3. 幕末岡山藩の政治的動向
4. 近代明治初期岡山藩の様子
5. 岡山県の学制改革
6. 岡山県の寺子屋と私塾
7. 幕末・維新期における政治動向
8. 岡山県における維新期以後の学制改革

結語

緒 言

我が国の教育とりわけ現在の学校を取り巻く状況と制度を考える時、近代明治時代（1868～1912）の学校制度にその淵源を求めることが必要不可欠であると考える。何故ならば、数多くの現在の教育課題は、近代明治時代以来の蓄積に他ならないからである。

さらに、近世幕末江戸時代（1603～1868）に繰り広げられた長州藩・薩摩藩・土佐藩を中心に維新回天へと歴史の軸が尊皇攘夷から倒幕・討幕へと移行する中で、それぞれ各藩は天下に対する藩論の統一と今後の藩（国）の進路選択を余儀なくされたのである。その中でも西国街道（山陽道）に位置する長門国長州萩藩と国境を接する安芸国芸州広島藩、備前国備州岡山藩の動向に注目することが必要であろう。

ところで、京都における薩摩藩・会津藩を中心とした公武合体派と長州藩主体の尊皇攘夷派の朝廷を巻き込んでの主導権争いが嵩じた八月十八日の政変（1863）その後の池田屋事件（1864）さらにそれに繋がる長州藩急進派による禁門の変（蛤御門の変）（1864）そして、幕府による第一次長州征討（幕長戦争）（1864）・第二次長州征討（1866）・15代将軍徳川慶喜（1837～1913 在位 1866～67）による大政奉還さらには、薩摩藩・長州藩の武力倒幕派とそれを支持する岩倉具視（1825～83）・三条実美（1837～91）を中心としての公家衆による王政復古の大号令（王政復古政変）（1867）その後の鳥羽・伏見の戦い（1868）・戊辰戦争（1868～69）を経て明治維新とよばれる国家体制いわゆる国体を確立していくわけであるが……。

こうした、近世江戸時代幕末の全体的な歴史動向から、一步個別的に各藩の政治動向及びそれに附隨しての学制改革と人材育成、とりわけ備前国岡山藩の近世幕末から近代明治初期に至る学制改革について論究することとしたい。

1. 備前国岡山藩

備前岡山藩は中国地方のほぼ中央に位置する雄藩の一つである。さて、天正元年（1573）、岡山城に入城した宇喜多直家（1529～81）と嗣子秀家（1572～1655）の時代（天正9年（1581）～慶長5年（1600））に城郭と城下町の原形骨格が形成され、慶長3年（1598）には47万4千石を領した。関ヶ原の戦い（1600）以降、小早川秀秋（1582～1602）時代（慶長5年（1600）～6年（1601））備前・美作51万石余を経て、慶長8年（1603）姫路藩主池田輝政（1564～1613）次男池田忠継（1599～1615在位 1603～15）（初代藩主）が岡山藩28万石に封ぜられてから明治維新（1868）に至るまで12代に亘り池田氏によって領国支配が行われた。慶長18年（1613）には播磨国内3郡（赤穂・佐用2郡）約10万石が加増されたが、元和元年（1615）以降は備前と備中國内4郡（浅口・窪屋・下

道・都宇）を併せて 31 万 5 千石余の領国となり以後幕末維新まで変わることなく維持支配が継続されていった。

2. 藩校・閑谷学校

岡山藩第 3 代藩主池田光政（1609～82 在位 1632～72）が熊沢蕃山（1619～91 在位 1635～58）を重用し、藩命により郡中手習所（後に閑谷学校に統合）を設営。政治理念は、儒教の「仁の徳」の実現であった。この仁政理念は、当時としては一般的な学徳風潮ではあったが、以後「備前風」として岡山藩政の基本倫理理念となつていったのである。

藩校の創設は藩主池田光政の治世時、寛永 18 年（1641）である。同年上道郡花畠に花畠教場を興し、花園会約を制定し、修学の要旨を定めると共に武術を修めさせた。さらに、寛文 6 年（1666）花畠教場を廃し石山仮学館を設け、寛文 9 年（1669）に学校建設が着手された。建設後の藩校維持費用は藩主光政の命による知行 2000 石で運営された。藩校建設と並行して寛文 8 年（1668）5 月 22 日「在々手習所設置命令」が出され「百姓小年の者学文（問）すべき所」として、和気郡木谷村を始め庶民教育機関たる手習所が領内 123 カ所に開設されたが、財政上の理由（洪水・飢饉）で次第に縮小・全廃の憂目をみるが最終的には、閑谷学校に統合された。寛文 10 年（1670）光政は学校奉行津田永忠（1640～1707 在位 1653～72）に閑谷に学校建設を命じ、この学校を後世まで存続させるように求めたのである。彼（津田）は光政の命を受け、学校存続の為独立した学校領（学田・学林）を設置し自らその経営に尽力した。この学校は当初、閑谷学問所と言われたが、後に士庶共学の郷校としての閑谷学校である。この閑谷学校であるが、延宝 2 年（1674）頃には一応の完成をみるが、さらに整備が行われ、全容完成は約 30 年後の元禄 14 年（1701）である。このように、岡山藩の藩校・郷学の創立は全国的にみても最も早い時期から行われたと言える。それは、江戸幕府直轄の学校である昌平坂学問所が、老中首座磐城国白河藩主松平定信（1758～1829）の寛政の改革（天明 7 年（1787）～寛政 5 年（1793）以後の寛政 9 年（1797）林家の家塾から幕府の正規学問所への整備経緯をみても明らかである。又、岡山藩の場合、藩士子弟の藩校への入学を必ずしも求めておらず、家塾で勉学に勤しむ藩士の子弟も数多くいたようである。

翻って藩校の学風は、寛永建学時（1641）から明暦（1658）に至る 17 年間は陽明学を主たるものとし、寛文 9 年（1669）藩学校建設以後は朱子学を宗として営まれ、維新後に皇学・洋学が付加されるが、概ね朱子学中心の学風は明治の藩校廃止まで堅持された。又、私塾数を全国比較でみると、岡山県は『日本教育史資料』によると全国首位（144/1505）に位置する。因みに私塾の急増期は幕末天保年間（1830～43）以降である。さらに、寺子屋数では、長野県・山口県に次いで第三位（1031/15542）である。これに比べ、隣国の広島県は全国で 5 番目に少ない。これには、何か理由があると思われるのだが？と率直に思うが未だにその結論を持ち得ていない。……。

但し、岡山藩は寛文5年（1665）7月11日幕府（4代将軍家綱 1641～80 在位 1651～80）が公布した「諸宗寺院法度」の「將軍判物九ヶ条」・「老中連署状五ヶ条」により全ての寺から「請書」を提出させた。これを受け領国内にある神社・寺院の整理が行われ、寺院総数1044、僧侶1951人のうち寺院583僧侶847人が整理によって排除されたのである。この結果寺子屋の激減が起こり、藩にとって深刻・重大な社会問題として生起した。この動きを予期したものか、光政は寛文6年（1666）秋、木谷村延原に手習所の繩張りを命じ、翌7年（1667）に岡山栄町に藩営第1号の手習所を開設、寛文8年（1668）5月22日「在々手習所設置命令」を出す中で、矢継ぎ早に旧習に囚われない学校開設・整備を行うのである。

*寺院法度……幕府が寺院や僧侶の統制のために発した法令の総称。

① 慶長6年（1601）～元和2年（1616）寺院法度

本寺権限の強化・教学研究の奨励・僧侶教育の徹底・特権の剥奪

② 寛文5年（1665）諸宗寺院法度

本末寺制など教団秩序の維持

③ 貞享4年（1687）諸寺院条目

宗門改などの檀家制度の徹底とその弊害の除去

④ 享保7年（1722）諸宗条目

僧侶の生活倫理の規制

*島原の乱（寛永14年（1637）～15年（1638））肥前国島原と肥後国天草の領民による大規模なキリシタン農民の一揆。これに懲りた幕府は禁教政策・鎖国政策・寺院統制政策の実施を強力に推し進めた。

閑谷学校

岡山藩設立の郷校である。寛文6年（1666）、和気郡木谷村を訪れた池田光政は学校建設を計画。同8年（1668）同村延原に庶民教育の為の郡中手習所が置かれ同10年（1670）仮学校、同12年（1672）飲室・学房が完成、延宝元年（1673）講堂、同2年（1674）郡中手習所廃止、同5年（1677）文庫・小斎建設、講堂屋根黒瓦葺、貞享元年（1684）聖廟再建、同3年（1685）芳烈祠堂建立、孔子像完成し、現在の規模となったのは元禄14年（1701）である。着工以来32年、光政の死後20年後である。こうして、完成をみた閑谷学校であるが、いずれの施設も当時としては最高の材料・技術を駆使したものであった為、建設に伴う費用の点において幕府が不審を抱いた事で取り壊そうとしたこともあるとの実しやかに伝聞されているが、火のない所に煙は立たないものではあるが……。なお、幕末には文人墨客の接待用として黄葉亭が建てられた。

光政肝煎りで建設されたこの学校は、学校経営に特徴的なものがあった。すなわち、学校領としての学田・学校林を所有し、学田を下作人に預け収入を得る方式をとった。延宝元年（1673）

木谷村の石高 279 石余が学問所料として学校領に、貞享元年（1684）学校領は学校田に改められて、ここに財政的基盤の確立がなされた。これは、藩主光政の学校永続的存続の命を受けた津田永忠の腐心・苦慮した結果である。また、学田に加え、学校林は当初 140 町余あり、寛保 2 年（1742）その内 68 町余を下作人に付し運上銀を上納させた工夫もされ経営基盤の一層の確立がなされた。なお、入学者は概ね庶民の子弟が対象であったが、藩士の子弟や他領の者の入学も可とした。

校運の興隆は、7 代藩主池田治政（(1750~1819) 在位 (1764~1794)）・8 代藩主池田斉政（(1773~1833) 在位 (1794~1829)）の時代であり、藩士の子弟の入学者も増加したが、明治 3 年（1870）岡山藩校に合併、一旦は閉鎖されたが、明治 6 年（1873）閑谷精舎として再開されるのである。同 10 年（1877）再び閉校となり、約 200 年に及ぶ藩校閑谷学校の終焉を静かに迎えたのである。

3. 幕末岡山藩の政治的動向

江戸幕府の幕政改革もさることながら、ここ岡山藩においても藩政改革を余儀なくせざるを得なかった。特に寛永 9 年（1632）藩主となった光政が行った寛永（1622~44）・承応（1652~55）～明暦（1655~58）・寛文（1661~73）の諸改革である。とりわけ熊沢蕃山（1619~91）を登用すると共に藩主が郡奉行・代官を直接支配する統治体制の確立は藩主の政治理念を領内隅々まで行き渡らせるのに有効であった。特に従来、寺院僧侶が担っていた庶民教育に代わって藩主自らがその任を担い、儒教（朱子学）教育を施すために寛文 8 年（1668）藩校を同 10 年（1670）には閑谷学校、数多くの手習所を設けた。これらを手掛けたのが蕃山と関係の深い津田重二郎（永忠）（1640~1707）であった。なお、藩政組織の中で特徴的なのは、学校奉行の存在である。勘定・郡・町・船・寺社・御廟奉行と共に藩政の一翼を担っていた事は特筆に値する。

以上の点を踏まえ、次に幕末動乱期をみてみることにする。天保 13 年（1842）10 代藩主慶政（(1823~93) 在位 (1842~63)）の治世、藩財政は危機的状況であった。特に嘉永 6 年（1853）ペリー（1794~1858）率いる黒船の浦賀への来航以降である。同年に幕府より房総沿岸警備の命を受けると共に国元においては、黒船の侵入に備え、江戸品川沖御台場に砲台を築く等莫大な軍事費を負担・支出を余儀なくされた。このような状況下での藩論は、ご多分に漏れず尊王攘夷論と佐幕開國論の対立である。これに対して藩主慶政は、終始尊王翼霸の立場を崩さなかった。ただし、藩士間では、長州と結んだ尊王攘夷派が主導権を握ると、それを機に藩の方向もその方向に流されていった。つまり、藩主としての意思決定がなされないという稀釈状況のままに……。

文久 3 年（1863）第 11 代藩主池田茂政（(1840~99) 在位 (1863~68)）は、尊王攘夷を堅持しつつ、尊王討幕の長州藩とは一線を画していた。元治元年（1864）7 月 19 日の禁門の変後、一貫して長

州藩を擁護し、幕府に寛大な処置を願うなどの言動をしたため、返って、幕府からあらぬ嫌疑を受ける程であった。この事は藩主茂政が水戸藩主徳川斉昭（1800～60）の九男であり、「将軍はあくまで朝意を奉じて攘夷を実行すべし」という尊王翼霸であり、西国街道のほぼ中央に位置する岡山藩としては、情報伝達において一日の長があり、京の朝廷・幕府・会津藩・薩摩藩・長州藩の緊迫した情勢をいち早く摑むことができたのではないかという点である。しかも、幕府の第一次長州征討（1864）7月21日の長州追討令が出されるが、幕府への手前からか、備前一宮まで兵を動かすには動かしたが、藩としては消極的参戦にすぎず、第二次長州征討（1865～66）4月19日長州再征の將軍布告においても、備後まで兵を進めたが、ついに戦闘には参加しなかったという事実。結局のところ、幕府との関係上、思い切った行動がとれなかったのである。特に、慶応2年（1866）第14代將軍家茂（（1846～66）在位（1858～66））が薨去し、実兄徳川慶喜（（1837～1913）在位（1866～67））が第15代將軍職に就くと岡山藩主と幕府の関係は前將軍以上に親密となり、倒幕への参加実行はいよいよ困難になっていくのである。

こうした中、藩論は倒幕に傾き、止む無く茂政を隠退させると共に、鴨方支藩主池田政詮を第12代岡山藩の藩主章政（（1836～1903）在位（1868～71））として迎えると共に討幕に舵を切り維新回天の時流に乗ることができたという事は、次の明治時代を迎えるに当たって的確な判断がなされたといえる。明治2年（1869）明治新政府による版籍奉還、続いて明治4年（1871）の廢藩置県により、幕藩体制下における岡山藩はその役目と終焉を迎えるのである。

もう少し、幕末動乱期、特に大政奉還（1867）前後の各藩、とりわけ西国街道筋の岡山藩の動向に注目してみたいと思う。

4. 近代明治初期岡山藩の様子

維新政府はまず各諸藩に対して、藩政改革を要請した。「藩治職制」（1868）「諸務変革」（1869）そして「版籍奉還」（1869）により藩庁機構改革・財政改革・軍政・教育・学校制度改革等が急速に行われたのである。さらに、「廢藩置県」（1871）「断髪令」・「戸籍法」・「新貨条例」・「神社制度」・「郵便制度」（1871）「国立銀行条例」・「鉄道開通」・「太陽暦」・「学校制度」・「殖産興業」（1872）「国民皆兵」・「地租改正」（1873）等矢継ぎ早に制度改革國体改革を断行したのである。この中で、特に注目すべき事は、教育・学校制度改革である。

何故なら、近代国家形成確立の為には學制に基づく小学校の設置・開設とその就学率の向上は、重要な國家の行政課題であり、アジア侵略を目指していた欧米列強から我が国の独立自尊を守る為にも、早急に国民の意識改革を行う為の機関として位置づけられ、求められていたからである。しかしながら、現実は全国的に児童の就学率の向上は遅々として進まなかつたようである。何故であろうか？ その原因是、財政的な面、授業料の保護者負担、先生の確保等全てに

亘って地方負担であったからであると推察される。

因みに、岡山県の就学率は明治 10 年 (1877) 43.5% (全国 38.8%) 明治 15 年 (1882) 59.8% (全国 48.5%) 明治 20 年 (1887) 67.5% (全国 45.0%) である。この状況をどう分析するのか、識者によって意見の分かれるところではあるが、私は次のような見解を持っている。

すなわち、近世幕末期までに幕府に先んじて行われた各藩の藩学校制度改革、すなわち岡山藩においては、閑谷学校に集約される藩主主導による教化政策・人材育成は、庶民の教育熱に支えられた故に私塾の数全国一、更には寺子屋の数長野・山口県に次いで第三位である。こうした基盤の上に立って近代明治期を迎えたのが岡山県ではあったが……。しかし、遅々として進まない就学率が、全国平均を大きく上回っている点を鑑みると、私塾・寺子屋数が大きく影響しているのではないかと考えるのだが如何に……。

又、明治 18 年 (1885) 女学校 3 校 (全国 9 校) や明治 20 年 (1887) 幼稚園 7 園 (全国 67 園) をみてもここ岡山県の学制を支える体制と教育に対する熱意を感じることができる。

5. 岡山県の学制改革

明治五年壬申正月

旧藩建設ノ学校ヲ改メテ普通学校トシ、専ラ英仏ノ学ヲ講究セシメ、別ニ校内ニ皇學所ヲ設ケ、校外ニ漢學塾ヲ置キ市民ノ別ナク教育ス。

学校ハ寛文年中旧藩主池田光政創立スル所ニシテ、從来漢學ヲ專修セシムルノ処、明治三年ニ至リ学制ヲ改メ、皇漢洋ノ三学トナシ、士族卒子弟ヲ教育セリ。

同年七月

学制御発行以後普通学校ノ称ヲ廢シ、更ニ当県下第一中学区一番小学兼教員仕立ノ所ト改称シ、尋テ皇學漢學ノニ所ヲ廢ス。

右学校費用ハ旧藩ノ引付ヲ以テ、壬申九月迄ノ経費ハ大蔵省ヨリ給付アリシニ、同年十月中全国平均普通ノ御趣意ヲ以テ、府県ノ学校悉廃セラル、旨ニヨリ、以後官金ヲ止メラレ専ラ区内ノ集金ヲ以テ消費ニ充ツ。
(県史「教育文化宗教」P. 3)

上記から読み取れる事は、明治 5 年 (1872) の学制を受け、洋学中心の学問にしたこと。更に、学校設立の費用は旧藩の引当と当面の費用として大蔵省から一部分の補助、その後は各県工夫の上集金し円滑且速やかに実施していくことを求めている。

それでは、数多くの私塾はどうなったのであろうか。明治 9 年 (1876) 4 月 1 日北条県権令小野立誠が管内下達として次のように出している。

四月一日

管内下達

管内家塾開業ノ者、明治六年十二月以前ノ許可ニ係ル分ハ一般差留候事。但、今後開業志願ノ者ハ、文部省規則ニ準拠シ、学区取締ヲ経テ更ニ可願出候事。

明治九年四月一日

北条県権令 小野立誠

(県史教育文化宗教 P.16)

これによると、一旦差し止め、今後開塾の場合は文部省規則に準拠の上、学区取締りに願い出てその許可が必要となる。こうして、各地の私塾・寺子屋・手習所の廃止が相次ぐのである。明治維新中央政府主導による学校制度改革は、半ば強引に強行されたのである。時代の急激な変化の中で、他の改革と相俟ってのこうした改革は、すんなり庶民に受け入れられたのではなく、新政府主導の中で仕方なしに受け入れた事を物語っているのではないかと思う。

6. 岡山県の寺子屋と私塾

ここで、もう一度整理しておきたいと思う。藩主が領民の教化の為に設置した学校とは別に民衆の教育熱の高まりを背景として篤学の識者が自主的に設けた教育施設が寺子屋であり私塾である。寺子屋は当時僧侶・神官・村役人等言わば村の知識層が村の子供たちに実用的知識を授けたものである。又、私塾は、高度な学問的素養を有する学者が好学の子弟に学問・詩文等を教授したと考えられるが、その線引きは必ずしも明確なものではないと考えられる。『日本教育史資料』によれば、19世紀幕末に近づくにつれ、寺子屋の開設・普及の増加がみられる。『寺子制式目』には、「人と生て物書ざるは非人、是を盲に縦たり、且は師の恥、且は親の恥、都て其の身の恥辱なり、三ツ子の心百迄と言へり、志を起し此恥不忘、手習可致出精事」と記されている。さらに、細目として、学習の心得を記していた。このように、寺子屋は読み書きの基礎学力の育成と「修身齊家治国平天下」の徳目を眼目とする教育と実践の場であったといえるのである。

7. 幕末・維新时期における政治動向

文久3年(1863)八月十八日の政変(長州・攘夷派の京より一掃)・七卿落ち(朝廷内の公武合体派が尊皇攘夷派を一掃、三条実美(1837~91)・三条西季知(1811~80)・東久世通禧(1833~1912)・壬生基修(1835~1906)・四条隆謙(1828~98)・錦小路頼徳(1835~64)・沢宣嘉((1835~73)の長州落ち)から元治元年(1864)6月5日の池田屋事件を受け、7月18日~20日の禁門の変7月21日孝明天皇の長州追討令が出され、同10月大阪城にて軍議、11月18日総攻

撃。35藩 15万人でもって長州藩を包囲（第一次長州征伐（1864））。これにより長州藩の尊王攘夷派は一時衰退したが、高杉晋作（1839～67）率いる奇兵隊が藩政を支配するやいなや着々と軍政改革を進めた。慶応元年（1865）4月19日長州再征の將軍布告、9月16日將軍家茂大阪城に入り、21日朝廷参内し勅許を得11月7日、32藩に出兵を命じた。是より前、9月11日幕臣軍艦奉行勝海舟（1823～99）と大阪で会見した薩摩藩の軍賦役西郷隆盛（1827～77）は勝の長州藩を潰すべきではないと説得され、以後西郷は長州藩に接近することとなる。慶応2年（1866）1月長州藩処分案決定。時を同じくして、同月21日土佐藩の坂本龍馬（1835～67）・中岡慎太郎（1838～67）の仲介によって、密約「薩長同盟」が成立した。

* 薩長同盟（薩長盟約）京都薩摩藩小松帶刀邸

提携内容（6ヶ条）

- 一、戦いと相成り候時は直様二千余の兵を急速差登し只今在京の兵と合し、浪華へも千程は差置き、京坂両処を相固め候事
- 一、戦自然も我勝利と相成り候氣鋒これ有り候とき、其節朝廷へ申上屹度尽力の次第これ有り候との事
- 一、万一負色にこれ有り候とも一年や半年に決て壊滅致し候と申事はこれ無き事に付、其間には必尽力の次第屹度これ有り候との事
- 一、是なりにて幕兵東帰せしときは屹度朝廷へ申上、直様冤罪は朝廷より御免に相成候都合に屹度尽力の事
- 一、兵士をも上國の上、橋会桑等も今の如き次第にて勿体なくも朝廷を擁し奉り、正義を抗み周旋尽力の道を相遮り候ときは、終に決戦に及び候外これ無きとの事
- 一、冤罪も御免の上は双方誠心を以て相合し皇國の御為皇威相暉き御回復に立至り候を目途に誠心を尽し屹度尽力仕まつる可しとの事

（木戸書簡）

この具体的中身は、第二次長州征伐において、薩摩藩が長州藩に対し、物心両面の支援を約束したものである。第一条では、長州で戦争が始まった場合は薩摩藩が京都・大坂に出兵して幕府に圧力を加える事や第二条～第四条では戦争結果の如何に関わらず、薩摩藩が長州藩の政治的復権の為に朝廷工作を行う事を誠実に約束している。第五条では、橋会桑が薩摩藩側の要求を拒む時は、彼らとの軍事的対決も辞さない覚悟であることを長州藩に対して表明したものである。内容を詳らかに見る時、長州藩と薩摩藩の対等関係というよりも薩摩藩に寄り掛かった長州藩と言えなくもない。薩摩藩の度量の大きさとともに、長州藩のプライドを慮った盟約とみることもできるのである。

その後、2月幕府征討軍広島へ集結。広島藩は征長の名分なきたため、出陣を固辞。これと併行してさらに9月20日「薩長芸三藩盟約」が結ばれ、倒幕への回天準備が整えられ、急速に倒幕

維新回天に動いていくのである。ところで、4月幕府は、「長州藩に容易ならざる企てあり」として再征の布達。広島藩に先立ち5月21日薩摩藩西郷隆盛(1827~77)と土佐藩板垣退助(1837~1919)の間で「薩土盟約」6月22日には土佐藩後藤象二郎(1838~97)との間に「薩土盟約」を結びつつ倒幕の準備を進めていった。6月11日幕府艦隊が周防国大島を占拠し戦闘が始まった。(第二次長州征伐(1866))

しかし、突然7月20日14代將軍家茂((1846~66)在位(1858~66))が急死し、これを受け慶喜は徳川宗家を渋々継承。8月5日慶喜((1836~1913)在位(1866~67))は自ら長州出征の宣言し、幕府直属軍を率いて山陽道を進む計画を立て、8月8日宮中へ参内し勅撻と節刀を賜る。9月2日征長の勅許。しかし、幕府軍は石州口・小倉口・芸州口・大島口四方面からの攻撃を試みるが悉くの敗戦により、慶喜は16日長州征討中止を宣言、勝海舟に停戦和平交渉をさせた。8月21日勝海舟は、厳島大願寺にて長州藩代表広沢真臣(1834~1871)・井上馨(聞太)(1836~1915)と会いお互いに撤兵することで合意。9月10日勝は帰京したが、幕閣がこれに同意せず強硬論に変化、これをみて勝は退職願を提出し江戸に帰った。9月19日幕府軍は撤兵するも、幕府の威信低下と相俟って長州処分問題が結果として残ってしまった。12月5日慶喜は15代將軍に就任したが、12月25日、頼みの孝明天皇((1831~66)在位(1846~66))崩御し、歴史の軸は一気に倒幕・討幕へと進んでいく。翌慶応3年(1867)5月、正式に長州征伐が中止されるが、なおも長州藩はその後備えあれば憂いなしで維新まで石州口と小倉口の占拠を続けた。

こうした中、慶応3年(1867)1月明治天皇(1852~1912在位1867~1912)が即位するや否や朝廷の空気は一変し、公武合体路線から討幕路線へ急転していくのである。將軍慶喜は、3月末から4月1日にかけて、大阪城にて英・仏・米・蘭の公使と会見し、兵庫港開港を確約。5月24日朝廷をも巻き込み、兵庫の開港を決定する。

* 船中八策

- 一、天下ノ政権ヲ朝廷ニ奉還セシメ、政令宜シク朝廷ヨリ出ヅベキ事。
 - 一、上下議政局ヲ設ケ、議員ヲ置キテ万機ヲ參贊セシメ、万機宜シク公議ニ決スベキ事。
 - 一、有材ノ公卿諸侯及ビ天下ノ人材ヲ顧問ニ備ヘ官爵ヲ賜ヒ、宜シク從来有名無実ノ官ヲ除クベキ事。
 - 一、外国ノ交際広く公議ヲ採リ、新ニ至当ノ規約ヲ立ツベキ事。
 - 一、古來ノ律令ヲ折衷シ、新ニ無窮ノ大典ヲ撰定スベキ事。
 - 一、海軍宜シク拡張スベキ事。
 - 一、御親兵ヲ置キ、帝都ヲ守衛セシムベキ事。
 - 一、金銀物貨宜シク外国ト平均ノ法ヲ設クベキ事。
- 以上八策ハ方今天下ノ形勢ヲ察シ、之ヲ宇内万国ニ徵スルニ、之ヲ捨テ他ニ済時ノ急務アルナシ。苟モ此数策ヲ断行セバ、皇運ヲ挽回シ、國勢ヲ拡張シ、万国ト並行スルモ、亦敢テ難シト

セズ。伏テ願クハ公明正大ノ道理ニ基キ、一大英断ヲ以テ天下ト更始一新セン。

(法令全書)

こうした動きと並行して、土佐藩後藤象二郎（1837～97）は龜山社中を率いる土佐脱藩浪士坂本龍馬（1835～67）と会談。龍馬の「船中八策」を自策の「新政府綱領八策」として、土佐藩主山内容堂（1827～72）に説き、幕藩体制の立て直し策として事態の収拾を図ろうとした。10月3日、土佐藩後藤は山内容堂名で、芸州安芸国広島藩家老辻将曹（1823～94）は第11代広島藩主浅野長訓（1812～72在位1858～69）名で大政奉還建白書を老中、備中国松山藩主板倉勝静（1823～89）を通じ第15代將軍慶喜（（1837～1913）在位（1866～67））に提出された。この大政奉還（1867）は討幕派に武力行使の名目をなくさせる一方、朝廷へ政権のみを返還するだけのもので、これでは徳川支配の終焉にはなりえず、徳川家は400万石の領地と軍艦・兵力をこれまで通り維持することになり、新たな徳川支配の始まりを意味するものであった。従来の徳川幕府の新たな衣替えと延命策に他ならなかったのである。將軍慶喜は10月12日在京の幕府重臣を二条城黒書院に招集した。その際、朝廷へ政権返上して討幕派の名目をなくさせ、徳川家を守ることを表明。翌10月13日には、在京40藩の京都留守居役が二条城大広間に集合し大政奉還の意見具申が求められた。そして、翌10月14日將軍慶喜は、この建白書を受け入れ、大政奉還の上表文を呈した。翌15日勅許の沙汰が下り265年に及ぶ徳川幕藩体制の終焉を迎えたのである。この13日の折、岡山藩の牧野権六郎（1819～69）は土佐藩後藤象二郎（1837～97）・薩摩藩小松帶刀（1835～70）・広島藩辻将曹・宇和島藩都築庄藏らと最後まで居残り、一人一人で將軍慶喜に謁見して、大政奉還の速やかなる執行を具申したのである。

* 大政奉還上表文

臣慶喜謹テ皇国時運之改革ヲ考候ニ、昔王綱紐ヲ解テ相家權ヲ執リ、保平之乱政權武門ニ移テヨリ、祖宗ニ至リ更ニ寵眷ヲ蒙リ、二百余年子孫相受、臣其職ヲ奉スト雖モ、政刑当ヲ失フコト不少、今日之形勢ニ至リ候モ、畢竟薄徳之所致、不堪懸懼候、況ヤ当今外国之交際日ニ盛ナルニヨリ、愈朝權一途ニ出不申候而者、綱紀難立候間、從來之旧習ヲ改メ、政權ヲ朝廷ニ奉帰、広ク天下之公儀ヲ尽シ、聖斷ヲ仰キ、同心協力、共ニ皇国ヲ保護仕候得ハ、必ス海外万國ト可並立候、臣慶喜國家ニ所尽、是ニ不過奉存候、乍去猶見込之儀モ有之候得者可申聞旨、諸侯江相達置候、依之此段謹テ奏聞仕候 以上

(法令全書)

その折、慶喜は、現在の情勢を鋭く分析し朝廷の今の現状では、経済基盤も弱く、謀略好きな公卿達では、いずれ政治を持て余しいすれば自分の手元に還ってくると先を読んでいた節が窺われる。10月24日、慶喜は征夷大將軍の辞退も奏上。10月26日、急には政務を担当できない朝廷は、慶喜にしばらくは政務を委任する沙汰を下した。これに対して、武力討幕派の薩摩藩とこ

れを支援する岩倉具視（1825～83）派公卿は、12月9日「王政復古の宣言」を天皇に求めたのである。朝廷主体の新政府の機関（総裁・議定・参与）による小御所会議が開かれ、天皇ご臨席の下、慶喜の処分に関するものであった。因みに構成者は総裁有栖川宮熾仁親王（1835～95）議定仁和寺宮嘉彰親王（1846～1903）・山階宮晃親王（1816～98）・中山忠能（1809～88）・正親町三条実愛（1820～1909）・中御門経之（1820～91）・尾張藩徳川慶勝（1824～83）・越前藩松平春嶽（1828～90）・安芸国芸州広島藩浅野茂勲（1842～1937）・土佐藩山内容堂（1827～72）・薩摩藩島津忠義（1840～97）参与大原重徳（1801～79）・万里小路博房（1824～84）・長谷信篤（1818～1902）・橋本実梁（1834～85）の計15名であり、従来の摂政・関白・議奏・伝奏・幕府を廃して定めたものであった。武力討幕派は慶喜の「辞官納地」を主張、公議政体派は徳川家を新政府に加えるべきであると真っ向から対立したが慶喜の内大臣辞任と幕領400万石のうち200万石の納地を求める事が決定した。慶喜は辞官のみ承諾、江戸に帰還することなく、京で將軍宣下を受けてから約1年でその地位を失ったのである。

こうした大政奉還・王政復古の政変と並行して岩倉派公卿と薩摩藩・長州藩によって着々と武力討幕の準備が進められていた。その一つは天皇直属軍の象徴である錦の御旗（錦旗）が作られていた事。二つ目に討幕の勅書（密勅）が用意されていた事。（従来から偽勅の疑いがあるが……。）

9月20日薩・長・芸三藩討幕同盟の盟約成立、10月6日広島第11代藩主浅野長訓（（1812～72）在位（1858～69））が幕府に対して大政奉還の建白を行う中で、10月9日薩摩・長州・広島藩三藩による討幕の出兵盟約を結ぶ。つまり、大政奉還の各藩への意見具申と並行して10月13日付で、討幕を命じる密勅が薩摩藩大久保利通（1830～78）を経て薩摩藩國父島津久光（1817～87）・7代薩摩藩主茂久（1840～97）へ、10月14日付で長州藩広沢真臣（1833～71）第13代長州藩主毛利敬親（（1819～71）在位（1837～69））・第14代長州藩主定広（（1839～96）在位（1869～71））へ手渡されたわけである。当時においてはなおさら、後世に検証を試みても非常に分かりにくい政治状況背景と時代の推移である。こうした先の読めない状況下において、どっちつかずの態度で臨むしかなかった広島藩に対して、12月末までに討幕の態勢を整えた岡山藩の幕末における状況把握と藩論統一さらには行動の俊敏性がみてとれる。因みに広島藩が錦旗の下、戊辰の役（1868～69）に参戦したのは、翌慶応4年（1868）1月11日のことであった。遡って、時奇しくも前年10月14日の動向は將軍慶喜が大政奉還の上表をした日でもある。この討幕密勅により、薩長両藩は武力討幕の大義名分を得ると共に上洛準備を推し進める事となるのである。時に偽勅の疑いがあるというこの密勅の理由として、文書には天皇直筆署名がない事、勅書としての手続きと形式を欠いている事。公家中山忠能（1809～88）・正親町三条実愛（1820～1909）・中御門津経之（1820～91）の連署はあるものの、花押がない事等通常では考えられない文書であった。だが、仮に偽勅であったにせよこの密勅が我が国の幕末回天維新を現出させたことは確かであり、興味深い歴史の一駒であ

る事は間違いない事実である。

ところで、歴史の回天維新は、そうすんなりとはいかなかったのである。慶喜が受けた「辞官の納地」の決定に憤慨した親藩（徳川氏一門大名約 20 家）各譜代大名（約 140 家）は、位官を捨てて朝廷との縁を切り、徳川家の臣として共に行動する決議をするのである。慶応 3 年（1867）12 月 12 日夕刻、慶喜は二条城にて出陣の儀式を執り行った。その後 1 万余りの兵を率いて大阪に退去し、捲土重来を期したのである。

12 月 16 日慶喜は大阪城にて英・仏・米・露・蘭の代表と会談。天皇は名目上の統治者であり、外交に関しては徳川家が引き続き権限を持ってあたる事を宣言し各国も了承した。京都では、新政府に招集された諸藩主が上洛し、慶喜を支持する大名は岩倉らのやり方を批判、朝廷の費用は全大名が負担すべきとの意見に押され、武力討幕派は孤立。これを打開すべく武力討幕派は慶喜を三職に加える事や全ての大名が領地の一部を差し出す事で妥協を図ろうとした。これは、慶喜すなわち徳川幕府が復権することであり、武力討幕派にとっては、一番恐れていた事が現実味を帯びつつあり、到底受け入れることが出来ず両派の膠着状態が続いた。12 月 23・24 日の三職会議で徳川家の辞官納地が寛容となり、慶喜を議定として新政府に参加させることが内定し上京の命が出された。慶喜にとっては糺余曲折はあったものの願ったり叶ったりである。慶喜は承諾の請書を提出し、30 日越前福井藩主松平春嶽（1828～90）と尾張名古屋藩主徳川慶勝（1824～83）が朝廷に報告。慶喜が入京し議定に任命されれば、武力討幕派にとっては完全な敗北である。薩摩の西郷は局面打開の為江戸薩摩藩邸に居住する相樂総三（1839～68）率いる浪士隊に幕府を挑発し江戸を混乱状態にするよう指示した。12 月 25 日江戸薩摩藩邸を旧幕府軍が焼き討ち。その報告が 12 月 28 日大目付より大阪城にもたらされた。その報を聞いた慶喜は慶応 4 年（1868）1 月 1 日、諸藩に対し出兵を命じる一方、京の公議政体派へ薩摩の天皇奪取を警戒するよう依頼するのである。この夜、幕府軍艦は薩摩汽船へ砲撃し討薩は開始されていた。翌 2 日幕府総督大河内正質（1844～1901）・副総督塙原昌義（1825～？）が「討薩の表」を朝廷に奉ずるため、兵を率いて大阪を発し、夕方には淀城に到着していた。翌 3 日淀城を出発し、一隊は伏見口にもう一隊は鳥羽口に総兵力 1 万 5000 が京に向かって進軍したのである。これに対し、薩摩藩側は西郷を総指揮官に京都鳥羽口に、長州・土佐藩が京都伏見口に待ち構えていた。総勢 5000 人であった。この時、幕軍は議定に推薦された慶喜を警護して入京するという名目があって、状況的には幕府有利であった。それに対して薩長両藩は幕軍を阻止しなければ敗北であり、いずれにしてもお互いに胸つき八丁、伸るか反るかの情況でもあった。その日の夕刻、鳥羽口における薩軍の発砲により、戦闘が開始された。装備では劣る幕軍であったが、兵力で勝っていたので優勢かと思いきや、前線に錦旗が翻り情勢が逆転する。翌 4 日、朝廷は仁和寺宮嘉彰親王（小松宮彰仁親王）（1846～1903）に征討大將軍を授けて錦旗・節刀を下賜した。このことにより、薩長は官軍としての名目を得るが幕府側は錦に逆らう賊軍の汚名を受けるという逆転現象が起り、幕軍各藩

は次々と戦線を離脱していくのである。幕府軍は続々大阪城に引き揚げてきたが、この時は戦意事態まだ高く維持されていて、慶喜自らの陣頭指揮を望む声も無視できなかった。しかし、聰明な慶喜はこう考えた。錦旗が出ては幕軍に勝ち目はない。朝敵賊軍の将として、歴史に名が残るのは耐え難い屈辱であると。そして、すぐさま江戸城に帰る決意をする。が、しかしである。臣下の将へはたとえ一騎になろうとも最後まで戦い自ら指揮をとると鼓舞し出撃を宣言するのが常である。ましては、一軍の総大将である。しかしながら、慶喜はあくまで主戦を主張する幕臣には関東に戻って再起を図る旨を言い我が同行を命じたのである。哀れなのは、会津の家訓を守ることを優先させた陸奥国会津藩主松平容保（1835～93）である。傷ついた藩士を置いて慶喜の命に従ったからである。非情である。慶応4年（1868）1月6日のことである。慶応4年1月3日に鳥羽・伏見の戦いが始まったが、奇しくも1日であえなく終わってしまったのである。慶喜自身、的確な情報分析と決断に溺れてしまう情況判断はなかったかとも思う。このような決断をさせたのには、もう一つ伏線がある。西郷は英國公使パークス（1828～85）へ寺島宗則（1832～93）を派遣し、相談させるのである。パークスは早速大阪城内慶喜に書面を届けた。「徳川家が大政奉還をした以上、日本の主権は天皇にあり、これ以上戦争を継続すれば、イギリスは居留民保護のために水兵を上陸させ、場合によっては新政府軍を援けなければならない」と。

こうした状況下において、イギリスのみならず、外国勢力の介入を恐れた慶喜は益々江戸へ帰らざるをえなかったのである。しかしながら、まだまだ情況は流動的であった事も事実である。それは、主戦派・非戦派共に建言があったからである。主戦派は備中松山藩主老中板倉勝静（1823～89）、酒井忠惇（1839～1907）、京都守護職陸奥国会津藩主松平容保（1835～93）、京都所司代伊勢桑名藩主松平定敬（1848～1908）等であり非戦派は会津藩土神修修理（1840～1868）等である。この慶喜の江戸逃亡において、会津藩の傷ついた将兵を見捨て、主君の容保まで連れての江戸帰宅の責任をとらされ、修理は責任を負い28歳の短い生涯を終える。慶喜が大阪城を脱出し、8日出航し11日品川沖に帰着し江戸城に入ったことで、大混乱に陥った。7日朝廷は慶喜追討令を発する。翌8日大阪城は尾張・越前藩に預けとなり開城と伝えられる。翌9日城受け取りの最中に城の一郭から出火翌日には雄姿を誇った大阪城も灰燼に帰してしまうのである。慶喜は絶対恭順の姿勢を示す為2月12日江戸城を出て、上野寛永寺に移った。新政府軍は2月11日、総勢5万の兵力を東に向かって進軍を開始。3月13日、板橋と府中に入る。3月15日、江戸城総攻撃予定期日に定め江戸の西部包囲を完了した。3月13・14日勝海舟と西郷が高輪の薩摩藩邸で会談のお膳立てをしたのが、幕臣山岡鉄舟（1836～1888）である。これにより翌15日の総攻撃は中止となる。京都では、3月14日、御所において明治天皇（（1852～1912）在位（1867～1912））が「五箇条の御誓文」（1868）を神々に誓う儀式が行われた。4月11日江戸城は新政府軍に引き渡され慶喜は水戸へ退去した。5月15日新政府軍が上野に総攻撃を開始。5月23日徳川家を駿府に70万石で封じると発表。これにより、慶喜の復帰はおろか、徳川家を加えた合議制の構想も完全に絶た

れ夢と終るのである。

さて、討幕・戊辰戦争と併行して慶応3年(1867)12月9日、王政復古の大号令の下に新政府が誕生した。慶応4年(1868)3月14日明治天皇は建国の基本方針となる「五箇条の御誓文」を発表した。7月17日「東幸の詔」を発して江戸を東京と改称。10月12日天皇、東京到着。翌13日江戸城に入城。その後、一旦京都へ還幸し翌年(1869)3月再び東幸した。東京遷都である。この東京遷都に先立ち、明治2年(1869)1月20日薩摩・長州・土佐・佐賀の4藩主が率先して「版籍奉還の上表」を提出。5月21~25日にかけて諸藩主・公卿を東京城に招集し、版籍奉還の意見を求めると共に各藩は先の薩長土肥の四藩に倣って「版籍奉還の上表」を提出した。さらに明治4年(1871)7月14日明治天皇が在東京知藩事を招集し、「廢藩置県の詔書」を出すこととなるのである。こうして、近世幕末の回天維新は、名実共に明治維新新政府となり、近代国家への歩みを始めていくのである。

* 王政復古の大号令

徳川内府從前御委任ノ大政返上、將軍職辭退ノ両条、今般斷然聞シ食サレ候。抑癸丑以来未曾有ノ国難、先帝頻年宸襟ヲ惱サレ候御次第、衆庶ノ知ル所ニ候。之ニ依テ叡慮ヲ決セラレ、王政復古、國威挽回ノ御基立テサセラレ候間、自今摶関幕府等廃絶、即今、先ス仮ニ、總裁・議定・参与ノ三職ヲ置カレ、万機行ハセラルヘシ。

(法令全書)

* .五箇条之御誓文

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
- 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經論ヲ行フヘシ
- 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ゲ人心ヲシテ倦マサラシメントヲ要ス
- 一 舊来ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
- 一 智識ヲ世界ニ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

我国未曾有ノ変革ヲ為ントシ、朕躬ヲ以テ衆ニ先シ、天地神明ニ誓ヒ、大ニ斯国是ヲ定メ、万民保全ノ道ヲ立ントス。衆亦此旨趣ニ基キ、協心努力セヨ。

(法令全書)

* 版籍奉還の上表

方今大政新ニ復シ、万機之ヲ親ラス、實ニ千歳ノ一機其名アッテ其實ナカル可ラス。其實ヲ舉ルハ大義ヲ明ニシテ名分ヲ正スヨリ先ナルハナシ。……抑臣等居ル所ハ即チ天子ノ土、臣等牧スル所ハ即チ天子ノ民ナリ、安ソ私ニ有スヘケンヤ。今謹テ其版籍ヲ収メテ之ヲ上ル。願クハ朝廷其宜ニ処シ、其与フ可キハ之ヲ与ヘ、其奪フ可キハコレヲ奪ヒ、凡列藩ノ封土更ニ宜シク詔命ヲ下シ、コレヲ改メ定ムヘシ。

(法令全書)

8. 岡山県における維新期以後の学制改革

明治5年(1872)8月3日学制が発布された。「學事獎勵に関する太政官布告第二一四号」が前文として添えられていた。これが後に「學事獎勵に関する被仰出書」と呼ばれることとなる。もともと、新政府は明治2年(1869)2月「府県施政順序」を示し、小学校設置を促し、同3年には大中小学の規則を制定して学校設置を求めた。それを受けた学制発布であったが、ほとんど小学校設立の準備はできていなかった。ここに至っても主力は従来通り寺子屋・私塾であった。

さて、学制の考え方は、「自ら身を立てる為の産」である事、「必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期」している事である。しかしながら、教育を自らの為に受ける事はそれに関わる費用は自ら負担して当然であるという考えに基づいている事である。つまり、維新後の画期的学校制度の確立を財源の裏付けなしに行おうとしたのである。学校設立に関しては全国を八大学区に分け、一大学区を三十二中学区に分け、さらに一中学区を二百十の小学区に分け、それぞれの学区に大学・中学・小学校を各一校ずつ設立するという計画であった。これらに従えば、小学校は53,760校の設立である。また、大学区に督学局、中学区に学区取締を配し、学校の設立や就学の督励などの統括指導を行うことについていた。

明治10年(1877)小学校679校、学齢児童15万弱、就学児童6万7千弱、就学率45%程度である。(『岡山県学事統計一覧』)

明治12年(1879)9月28日、新政府は「學制」を廃して「教育令」(太政官布告第59号)が公布された。「學制」の早急な実施が今迄の地域社会を崩し実情に合わない現実に直面したからである。「學制」の実施は民衆に多大な負担を強いることになり、そのことが社会の不安定な状況を作り出していく事に繋がっているからである。この教育令は学区制は廃止され、教育の権限は大幅に地方に委ねられた。しかしながら、「小學ノ興廢ハ人民ノ隨意ニ」という誤解があり、明治13年(1880)末には改正教育令が出されることになる。このように、理念と現実の間で国家の礎である教育も翻弄されるのである。

岡山県では、国の「小学校教則綱領」「町村立小学校概則」に準拠して、明治15年(1882)3月に「岡山県小学教則」「岡山県小学校諸規則」を制定し明治17年(1884)3月に「小学校等科規定」を定めた。小学校課程は初等科(3年)・中等科(3年)・高等科(2年)である。学校の種類としては、高中初等小学校、中初等小学校、初等小学校・高等小学校である。明治18年(1885)にして学齢児童168,767人、就学児童111,485人、就学率66%である。因みに全国平均55%弱である。

明治19年(1886)、第1次伊藤博文(1841~1909)内閣(1885~88)の下、初代文部大臣森有礼(1847~89)は教育制度の大改革を行った。同4月、「帝国大学令」・「中学校令」・「師範学校

令」に続き「小学校令」が公布された。小学校は尋常と高等に分かれ各々 4 ヶ年の設定である。また、半年進級の 1 年 2 学年制から 1 学年制に転換がなされた。さらに、明治 22 年（1889）2 月 11 日帝国憲法発布、明治 23 年（1900）1 月には、新小学校令が出され、尋常小学校は三年または四年、高等小学校は二年、または三年、四年となった。従って、義務教育年限は最低三年である。さらに同 10 月 30 日「教育ニ関スル勅語」が発布された。また、因みに義務教育四年が確立されたのは、明治 33 年（1900）の事である。しかし、森有礼は大日本帝国憲法発布（1889 年 2 月 11 日（紀元節））の日に刺客に襲われ、あえなくその生涯を終えるので、その後の我が国が進める教育制度の改革整備の進捗状況は見ることができなかつたのである。

岡山県では、明治 19 年（1886）12 月国の「小学校令」を受けて「町村立小学校規則」、翌 20 年（1887）3 月「岡山県小学校校則」を定めた。これにより尋常小学校四ヶ年、高等小学校四ヶ年の計八ヶ年、小学簡易科三ヶ年とする一方、旧制度の高等・中等・初等の各々を新制度の各学年に編入した。

こうした一連の国・地方の教育制度改革によって、我が国の近代教育制度の確立と以後の興隆をもたらしたといえるであろう。

以上のように、我が国が近代国家としての装いである学校制度が整うのには、明治維新後 20 年余りを要するのである。さらに、児童の就学率が 100% 余りになるのは、明治時代の終わり 40 年代になってからである。要するに明治時代（1868～1912）を懸けて改革整備されたものである事が如実に見てとれるのである。

このように見てくる時、我が国が歩みを進めた近代明治時代は取りも直さず、理念と現実のギャップを感じる所以ではあるが、そこには壮大なロマンと搖るぎない確固たる改革の歴史を感じることができるるのである。

結 語

「我が国近代教育における地域的特質の基礎研究」として、近世江戸時代幕末の政治動向を踏まえ、とりわけ備前国岡山藩の幕末から明治維新後の学制改革について論究を試みた。その中で、近世中期、奥州磐城国白河藩主老中首座松平定信（1758～1829）による幕府の寛政の改革（1787～93）中でも、寛政異学の禁（1790）はすなわち、幕府による朱子学の官学化と教学統制を目指した事と相俟って、各藩は学制改革に取り組む契機となると共に藩独自の学校制度を確立していくのである。ここ備前国岡山藩では、寛政の改革以前に早くも藩政組織の中核を担ったであろう「学校奉行」を藩政の行政組織（勘定・寺社・町奉行）の他、特別に位置付けると共に藩主自らの陣頭指揮の下に学制改革と人材育成に乗り出していったのである。

このようにして、幕藩体制の綻びを補うかのように、藩政改革と併行して学制・藩校の改革が

商業商品経済の蓄積発展と相俟って私塾・寺子屋の興隆を促し、幕末に向かって全国的に生起していくのである。その事は、ここ岡山藩校閑谷学校に当時の学問熱の要請と彷彿の波を感じさせる所以なのである。さらに、今後西国街道（山陽道）に位置する雄藩（岡山・広島・長州（山口））における三者三様の学制改革と人材育成すなわち近世幕末から近代明治にかけての政治動向、その動向故に関わった人物等を詳細に比較検討を行う中で、地域的特質を見極める事が出来れば、現代教育に繋がる課題とその克服、将来像がより明確になってくると考える今日此の頃である。

(参考文献)

- ・岡山県：1988『岡山県史 教育・文化・宗教』岡山県
- ・広島県：1976『広島県史 近現代資料編Ⅲ』広島県
- ・山口県：2004『山口県史 幕末維新 史料編』山口県
- ・文部省：1903『日本教育史資料』富山房
- ・倉地克直：1988『岡山県の教育史』思文閣
- ・谷口澄夫：1995『岡山藩』吉川弘文館
- ・柴田 一：1971『津田永忠 人と事績』閑谷学校顕彰保存会
- ・閑谷学校顕彰保存会：2003『閑谷学校ゆかりの人々』山陽新聞社
- ・村上直・藤野保・木村礎：1990『歴史大事典 第六巻 中国四国編』雄山閣
- ・大石学：2006『近世藩制藩校大事典』吉川弘文館
- ・日本史広辞典編集委員会：1997『日本史広辞典』山川出版
- ・笹山晴生・五味文彦・吉田伸之・鳥海 靖：2007『詳説 日本史史料集』山川出版